

関東経済産業局における法令違反への対応状況（平成29年度）

経済産業省では、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、規制対象となる製品について試買テスト及び立入検査等により法令遵守状況等の確認を行っています。

また、事業者からの自主申告や第三者からの申し出、事故情報の調査結果、都県・市による販売事業者への立入検査等により併せて確認を行っており、それらにより法令違反の疑いが認められたときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっています。

当局は、一般消費者に危害を発生させるおそれのある違反事案については、当該製品の製造（輸入）事業者に対し経済産業局長名の文書による嚴重注意処分を行い、都度公表するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認しているところです。

なお、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反事案については、当該事業者に対し産業部長名の文書による注意処分を行っており、平成29年度に当局が対応した147件の事案の概要は以下のとおりです。

各事業者には、該当製品の出荷停止、適合性検査の受検、技術基準の適合確認、記録の保存、これらの対応がとれない場合は製品回収等の対応の他、再発防止策の徹底を求めています。

<製造（輸入）事業者に対する注意処分の概要>

（1）消費生活用製品安全法

注意処分件数：11件

主な対象品目：家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、ライター

主な違反内容：変更の届出を行わずにPSマークを付して販売していた。

技術上の基準への適合確認を行わずにPSマークを付して販売していた。

自主検査（記録の保存）を行わずにPSマークを付して販売していた。

適合性検査（証明書の保存）を受けずにPSマークを付して販売していた。

（2）電気用品安全法

注意処分件数：132件

主な対象品目：合成樹脂系絶縁電線、ケーブル、その他のビニルコード、キャブタイヤコード、タイムスイッチ、フロートスイッチ、配線用遮断器、差込みプラグ、コードコネクタボディ、器具用差込みプラグ、アダプター、分岐ソケット、その他の家庭機器用変圧器、蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、電気温蔵庫、その他の凍結又は凝結防止用電熱器具、電気足温器、電気トースター、電気がま、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、電気湯せん器、電気髪ごて、その他の理容用電熱器具、電気溶解器、電気焼成炉、電気はんだごて、その他の工作用又は工芸用の電熱器具、湿潤器、電気湯の

し器、電気アイロン、電気接着器、冷蔵用のショーケース、冷凍用のショーケース、電気マッサージ器、自動販売機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、フードミキサー、電動断裁機、穴あけ機、チェックライター、電気歯ブラシ、毛髪乾燥機、扇風機、サーキュレーター、送風機、温風暖房機、電気温風機、電気加湿機、空気清浄機、電気掃除機、その他の電気吸じん機、電気脱水機、電気ドリル、その他の電動工具、白熱電球、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、ハンドランプ、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、充電式携帯電灯、電子時計、ラジオ受信機、レコードプレーヤー、その他の音響機器、テレビジョン受信機、電子レンジ、超音波加湿機、超音波洗浄機、電撃殺虫器、直流電源装置、電灯付家具、コンセント付家具、その他の電気機械器具付家具、アーク溶接機、医療用物質生成器、携帯発電機

主な違反内容：製造（輸入）事業の届出を行わずにP Sマークのない製品を販売していた。
変更の届出を行わずにP Sマークを付して販売していた。
技術上の基準への適合確認を行わずにP Sマークを付して販売していた。
自主検査（記録の保存）を行わずにP Sマークを付して販売していた。
適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

（3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

注意処分件数：3件

主な対象品目：カートリッジガスこんろ、ガス栓、密閉式ガスストーブ

主な違反内容：技術上の基準に一部適合していなかった製品を販売していた。
自主検査（記録の保存）を一部行わずにP Sマークを付して販売していた。
適合性検査（証明書の保存）を受けずにP Sマークを付して販売していた。

（4）ガス事業法

注意処分件数：1件

主な対象品目：密閉燃焼式ガスストーブ

主な違反内容：自主検査（記録の保存）を一部行わずにP Sマークを付して販売していた。

以 上